

愛知県地域保健医療計画について

1 愛知県地域保健医療計画の概要

愛知県地域保健医療計画（以下、「計画」という。）は、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、1987年に策定され、定期的に見直しが行なわれている。

第8次計画（2024年度から2029年度までの6年間）については、2023年3月末に示された国改定指針に従い、2024年3月に策定・公表。

2 計画におけるアレルギー疾患対策の概要

アレルギー疾患、アレルギー疾患医療連絡協議会及び愛知県アレルギー疾患医療拠点病院に係る現状と課題、並びに今後の方策について記載。

3 第8次計画における見直し点について

【今後の方策】に、県民や関係者へのアレルギー疾患に関する知識等の啓発について追記。

教室の開催や、在宅難病患者を対象にした療養支援計画の策定・評価、保健師等による要支援患者の訪問相談などを実施しています。

- 愛知県医師会が医師会館内に難病相談室(難病相談・支援センター)を常設し、専門医の医療相談、医療ソーシャルワーカーによる療養・生活相談を行っています。
- 県内の専門医等で組織する愛知県特定疾患研究協議会に難病患者の地域ケアに関する研究を委託するとともに、愛知県医師会等と共催で難病講習会を開催し、難病に関する知識普及を行っています。

5 福祉サービスの提供

- 障害者総合支援法の施行により、平成25(2013)年4月から障害者の範囲に難病が加わっています。

推進し、在宅難病患者のQOLを重視した在宅ケアを進める必要があります。

- 長期在宅療養者やその家族のQOLの維持・向上を図るため、保健・医療・福祉の連携は必要不可欠であり、地域住民に密着したきめ細かな対応が必要です。
- 医師や看護師等の医療職のみならず、保健・福祉従事者への知識の普及や啓発を今後も継続することが必要です。
- 利用者一人ひとりの実情に応じ、適切な障害福祉サービスが提供されるよう、保健サービスと福祉サービスの密接な連携が必要となります。

【今後の方策】

- 県Webページ等により県民への普及啓発を行うとともに、県医師会の難病相談室への支援を通じて、治療や療養生活、経済的な問題や両立支援などの相談に対応していきます。
- 国の施策と整合性を保ち、患者の医療費負担の軽減を図っていきます。
- 難病医療連絡協議会等を活用し、拠点・協力病院と地域の医療機関との連携充実・強化を図っていきます。
- 保険・医療・福祉が一体となった難病患者のケアを保健所等が中心となって進めることにより、在宅難病患者のQOLの向上を目指します。
- 研修等を開催し、医療、保険、福祉従事者への知識の普及を図ります。

表 2-7-1 保健所別指定難病等認定患者数 (令和4(2022)年度末)

区分	計	瀬戸	春日井	江南	清須	津島	半田	知多	衣浦東部	西尾	新城	豊川	豊橋市	岡崎市	豊田市	一宮市	名古屋
指定難病	32,818	3,424	3,018	1,820	1,985	2,205	1,772	2,158	3,451	1,142	315	1,953	2,275	2,194	2,535	2,571	0
特定疾患	51	3	4	2	2	1	2	2	2	0	0	2	5	1	4	4	17
県単独疾患	42	1	2	3	0	0	1	5	5	2	0	2	1	5	5	0	10
合計	32,911	3,428	3,024	1,825	1,987	2,206	1,775	2,165	3,458	1,144	315	1,957	2,281	2,200	2,544	2,575	27

* 「指定難病」の名古屋市分については、平成30(2018)年4月から大都市特例により移譲した。

2 アレルギー疾患対策

【現状と課題】

現 状

1 アレルギー疾患

- アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成27(2015)年12月25日に「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)が施行されました。
- アレルギー疾患(気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜

課 題

- アレルギー疾患を有する者が居住地域にかかわらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求められています。

炎、花粉症、食物アレルギー等)を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。

2 アレルギー疾患医療連絡協議会

- 平成30(2018)年10月1日に、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握し、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等を行っています。

3 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院

- 平成30年(2018)年10月1日に、県のアレルギー疾患医療の中心的役割を担う愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を6病院指定しました。

- 本県として地域の実情を把握し、医療従事者、アレルギー疾患を有する者及びその他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定する必要があります。

【今後の方策】

- アレルギー疾患を有する者が、居住地域にかかわらず、等しく適切な医療を受けることができるよう、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした体制の充実を図ります。
- アレルギー疾患の知識等について県民や関係者(医療従事者・教育関係者)への啓発を図るとともに、県として地域の実情を把握し、関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策の策定を目指します。

用語の解説

○ 難病

難病対策は、国が昭和47(1972)年に策定した「難病対策要綱」に基づき、統一的な取組が開始され、医療・保健・福祉の総合的な対策の推進が図られてきましたが、難病対策の開始から40年以上が経過し、難病の疾病間での不公平感や、難病患者に対する総合的な支援施策の不足等の課題が顕在化してきたことから、国において見直しが行われ、平成26(2014)年5月30日に「難病法」(平成26年法律第50号)が公布、平成27(2015)年1月1日に施行され、新たな難病対策が実施されています。

難病法に定める難病の定義としては、以下のように示されています。

- ・発病の機構が明らかではなく
- ・治療方法が確立していない
- ・希少な疾病であって
- ・長期の療養を必要とするもの

このうち、以下の要件の全てを満たすものを、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣が医療助成等の対象に指定するとされています。

- ・患者が本邦において一定の人数に達しないこと。
- ・客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していること。

○ 難病相談・支援センター

国は、平成15(2003)年度から難病患者・家族等の療養上・生活上での様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県ごとの活動拠点となる難病相談・支援センターを設置することとしています。愛知県においては、愛知県医師会が昭和56(1981)年4月に、全国に先駆けて常設の難病相談室を開設しており、これを難病相談・支援センターとして位置付けています。

愛知県地域保健医療計画 新旧対照表 (アレルギー疾患対策部分のみ)

※変更点は下線部分

新	旧
<p>2 アレルギー疾患対策 【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 アレルギー疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年 12 月 25 日に「アレルギー疾患対策基本法」(平成 26 年法律第 98 号)が施行されました。 ○ アレルギー疾患(気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等)を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。 <p>2 アレルギー疾患医療連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30(2018)年 10 月 1 日に、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握し、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等を行っています。 <p>3 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年(2018)年 10 月 1 日に、県のアレルギー疾患医療の中心的役割を担う愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を 6 病院指定しました。 <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患を有する者が居住地に関わらず、等しく適切な医療を受けることができるよう、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした体制の充実を図ります。 ○ <u>アレルギー疾患の知識等について県民や関係者(医療従事者・教育関係者)への啓発を図るとともに</u>、県として地域の実情を把握し、関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策の策定を目指します。 	<p>2 アレルギー疾患対策 【現状と課題】</p> <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>1 アレルギー疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、平成 27(2015)年 12 月 25 日に「アレルギー疾患対策基本法」(平成 26 年法律第 98 号)が施行されました。 ○ アレルギー疾患(気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等)を有する人は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。 <p>2 アレルギー疾患医療連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30(2018)年 10 月 1 日に、地域におけるアレルギー疾患対策を推進するため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会を設置し、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握し、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等を行っています。 <p>3 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年(2018)年 10 月 1 日に、県のアレルギー疾患医療の中心的役割を担う愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を 6 病院指定しました。 <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患を有する人が居住地に関わらず、等しく適切な医療を受けることができるよう、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした体制の充実を図ってまいります。 ○ 県として地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策の策定を目指します。 <p style="text-align: center;">課 題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アレルギー疾患を有する者が居住地に関わらず、等しく適切な医療を受けることができる体制の整備等、総合的なアレルギー疾患対策の推進が求められています。 ○ 本県として地域の実情を把握し、医療従事者、アレルギー疾患を有する人及び、その他の関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定する必要があります。